

平成26年8月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録

平成26年8月11日 開会

平成26年8月11日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成26年8月11日（月曜日）午後3時開議

- 日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 議長の選挙
日程第4 会期の決定
日程第5 議会運営委員の選任
日程第6 提案理由の概要説明
日程第7 議案第7号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件
日程第8 議案第8号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
日程第9 議案第9号 平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	鎌田修悦	3番	高橋大
4番	藤原美佐保	5番	渡部幸男
6番	由利昌司	7番	児玉一
9番	伊藤栄悦	10番	橋村誠
11番	久留嶋範子	12番	菊地衛
13番	青柳宗五郎	14番	鹿兒島巖

15番	長井直人	16番	佐々木文明
18番	芦崎達美	19番	渡邊彦兵衛
20番	畠山菊夫	21番	草階廣治
23番	松田知己	25番	佐々木哲男

欠席議員（5名）

2番	後藤健	8番	長谷部誠
17番	三浦正隆	22番	高橋浩人
24番	菅原政一		

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積志	副広域連合長	栗林次美
副広域連合長	齋藤正寧	事務局長	須藤智明
事務局次長	水木卓	業務課長	伊藤巧
会計管理者	佐藤庄二		

議会担当職員出席者

議会書記	小松美紀	議会書記	成田雄希
------	------	------	------

午後3時24分 開会

○副議長（草階廣治） 本日の出席議員は、20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします

す。

新議員の紹介

○副議長（草階廣治） 議事に先立ちまして、平成26年2月定例会後の議員の異動について、ご報告申し上げます。

8市町村の議員が任期満了となっております。これによりまして、8市町村のそれぞれの議会において広域連合議会議員の選挙が行われておりますので、当選されました議員を紹介いたします。

選挙実施月日順にお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

潟上市市議会議長、伊藤栄悦議員。

北秋田市市議会議員、久留嶋範子議員。

八峰町町議会議長、芦崎達美議員。

仙北市市議会議長、青柳宗五郎議員。

にかほ市市議会議長、菊地衛議員。

三種町町長、三浦正隆議員。（欠席）

東成瀬村村長、佐々木哲男議員。

能代市市議会議長、後藤健議員。（欠席）

以上、8名の方が広域連合議会議員として当選されました。よろしく申し上げます。

諸般の報告

○副議長（草階廣治） この際、諸般の報告をいたします。報告は朗読を省略し、各議員への配付をもって報告といたします。

日程第1 議席の指定

○副議長（草階廣治） これより議事に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、伊藤議員は9番、久留嶋議員は11番、芦崎議員は18番、青柳議員は13番、菊地議員は12番、三浦議員は17番、佐々木議員は25番、後藤議員は2番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（草階廣治） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、畠山菊夫議員、由利昌司議員の2名を指名いたします。

日程第3 議長の選挙

○副議長（草階廣治） 次に、日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、副議長による指名推選とさせていただきたいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（草階廣治） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については副議長による指名推選で行うことに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長に、仙北市の青柳宗五郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました青柳議員を秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（草階廣治） ご異議なしと認めます。したがって、青柳議員が秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました青柳議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

青柳議員からごあいさつをお願いいたします。

○議長（青柳宗五郎） ただいまご推挙をいただきました仙北市議会から選出されております青柳宗五郎という者でございます。

私も4月に改選されまして、任期が4月までであるということでご推挙をいただいたようでございますので、一生懸命務めさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。（拍手）

○副議長（草階廣治） それでは、議長が選出されましたので、議長と交代いたします。青柳議長、議長席へお願いします。

【 草階副議長、議長席を退き、青柳議長、議長席に着く 】

日程第4 会期の決定

○議長（青柳宗五郎） 次に、日程第4、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第5 議会運営委員の選任

○議長（青柳宗五郎） 次に、日程第5、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って指名することとされております。

お諮りいたします。慣例により、議長、副議長、市長、町村長、市議会議員、並びに町村議会議員から各1名を選任していることから、今回欠員となっている議長区分から、私、青柳を議会運営委員に指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、私、青柳が議会運営委員に就任することに決定いたしました。

日程第6 提案理由の概要説明

○議長（青柳宗五郎） 次に、日程第6、提案理由の概要説明をいたします。

議案第7号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件から議案第9号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 平成26年8月広域連合議会臨時会が開会され、提出案件をご審議いただくに当たり、提案理由をご説明申し上げます。

説明に入ります前に、先ごろ報道がありました、当広域連合事務局職員が亡くなられました件について報告いたします。

まずは亡くなられました職員のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し心よりお悔やみを申し上げる次第でございます。

先ほどの全員協議会で事務局長から報告がありましたように、現在、改めて全職員を対象とした調査を進めているところであり、できるだけ速やかに取りまとめ、結果につきましては、広域連合議会でも報告したいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

先月17日に第1回社会保障制度改革推進会議が開催されました。この会議では、団塊の世代が75歳以上になる2025年を展望しつつ、すべての世代が相互に支え合う仕組みをつくるため、社会保障制度改革国民会議で決定した改革の進捗状況の確認やさらなる改革の総合的な検討が行われることとなっております。

このうち高齢者医療制度にかかわりの深いものとして、国保については都道府県が保険者となり、その運営を担うよう検討が進められております。社会保障改革プログラム法では、平成27年通常国会への法案提出を目指していますが、国保の財政的な構造問題の解決には、紆余曲折も予想されるところであります。

また、増え続ける高齢者医療費とそれを支える現役世代の保険料についても、受益と負

担の観点からどのように公平性を確保するのか、この会議で検討されることとなります。

当広域連合といたしましては、保険者という立場から、今後も高齢者医療にかかわる国の動向に引き続き注視してまいりたいと考えております。

次に、提案理由についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお開きください。

議案第7号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件についてであります。

基金を処分できる要件について、平成26年度に実施する被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る被保険者均等割額の9割軽減措置及び所得の少ない被保険者に係る被保険者均等割額の8.5割軽減措置の財源として充てるため、改正しようとするものです。

次に、議案書の5ページをお開きください。

議案第8号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてであります。

東日本大震災により被災した被保険者に係る平成26年度の保険料の減免措置について、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者等を対象に継続実施するため、所要の改正を行ったものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものです。

次に、議案書の13ページをお開きください。

議案第9号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、円滑運営臨時特例交付金を基金へ積み立てること、既存の健診補助金に加え歯科健康診査を実施すること及び平成25年度の保険給付額確定により、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金の超過収入分を精算する必要があることから補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ19億6,649万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,432億6,369万2,000円とするものであります。

以上、提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

日程第7 議案第7号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件から

日程第 9 議案第 9 号 平成 26 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第 1 号）まで

○議長（青柳宗五郎） 次に、日程第 7、議案第 7 号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件から日程第 9、議案第 9 号平成 26 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）まで、以上 3 件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第 7、議案第 7 号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件から日程第 9、議案第 9 号平成 26 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）まで、以上 3 件を一括議題といたします。

これより議案第 7 号から議案第 9 号までに対する質疑を行います。

通告者はありません。以上で、議案第 7 号から議案第 9 号に対する質疑を終了いたします。

これより議案第 7 号から議案第 9 号までに対する討論を行います。

通告者はありません。以上で議案第 7 号から議案第 9 号に対する討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第 7 号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第 7 号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第 8 号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第 9 号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第 9 号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された事件は全部終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（青柳宗五郎） この際、広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切にご決定をいただき、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、ようやく定着してきた感がありますが、なお改善を要する点や時代の要請に応えるべきものもあります。高齢者が将来に不安なく、安心して医療を受けられる「持続可能で、安定した医療制度」をつくるためには、国による適切な財源措置が必要であり、それに対しては全国組織を通して今後とも国に働きかけてまいります。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

閉 会

○議長（青柳宗五郎） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本臨時会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

[午後 3 時 4 2 分 休 憩 ・ 午後 3 時 4 4 分 再 開]

○議長（青柳宗五郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで、平成 2 6 年 8 月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後 3 時 4 5 分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会副議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員